

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5月29日
【届出者の名称】	株式会社ポイント
【届出者の所在地】	茨城県水戸市泉町三丁目 1番27号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9番2号 グラントウキョウ サウスタワー（東京本部）
【電話番号】	（03）6895 - 6011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 新谷 亮
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ポイント （東京都千代田区丸の内一丁目 9番2号 グラントウキョウ サウスタワー（東京本部）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番1号）

（注1）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注2）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注3）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注4）本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5）本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

### 2【買付け等の目的】

当社は、自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考え、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切且つ機動的に対応していく方針としております。これまで、株主の皆様に対する利益還元につながるという考えのもと、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得を実施してまいりました。具体的には、最近3年間においては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けにより、平成22年10月から11月に570,000株（発行済株式総数に対する割合2.34%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の算出において以下、同じとします。））、平成24年5月から6月に620,000株（同2.54%）、平成24年10月から11月に1,000,000株（同4.10%）の自己株式の取得を実施し、また、平成24年11月22日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により400,000株（同1.64%）の自己株式の取得を実施しております。その結果、平成25年5月27日現在における自己株式数は2,657,885株（同10.89%）であります。

当社は、平成25年4月4日付の「当社と株式会社トリニティアーツ及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGSとの株式交換契約の締結、持株会社体制への移行に伴う準備会社の設立及び吸収分割契約の締結並びに当社の定款変更（商号等の変更）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成25年9月1日を効力発生日とする株式会社トリニティアーツ（以下「T A社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換（T A）」といいます。）、及び平成25年6月4日を効力発生日とする株式会社NATURAL NINE HOLDINGS（以下「N 9社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換（N 9）」といい、「本株式交換（T A）」と総称して以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、T A社とN 9社と経営統合し、同時に、当社グループが持株会社体制へ移行するため、平成25年9月1日を効力発生日として当社を分割会社とする会社分割（以下「本吸収分割」といい、「本株式交換」を含めた一連の手続きを総称して以下「本件統合」といいます。）を行う予定です。なお、本株式交換（T A）につきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づく公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受けること及び独占禁止法第10条第2項に基づき株式取得に関する計画届出書が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過することが条件となります。

なお、当社は、平成25年2月28日現在におけるN 9社の発行済株式総数（90,000株）について、N 9社の株式1株に対して当社の株式13.8株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するN 9社株式13,320株については、本株式交換（N 9）による株式の割当ては行いません。よって、本株式交換（N 9）により割当交付する当社の株式数は1,058,184株の予定です。

また、当社は、平成25年2月28日現在におけるT A社の発行済株式総数（18,551株）について、T A社の株式1株に対して当社の株式133.4株を割当交付いたします。よって、本株式交換（T A）により割当交付する当社の株式数は2,474,703株の予定です。当社の保有する自己株式が不足する場合には、追加の自己株式の取得又は新たな普通株式の発行を実施する予定と公表しております。なお、平成25年5月27日現在における自己株式数（2,657,885株）を前提とすると、本株式交換（T A）に際して、875,002株が不足することが見込まれます。

こうした中、平成25年4月頃、当社の筆頭株主であり、当社代表取締役会長兼社長である福田三千男及びその近親者が議決権の100%を保有している株式会社テツカンパニー（以下「テツカンパニー」といいます。）より、保有する1,644,480株（発行済株式総数に対する割合6.74%）の一部となる1,000,000株（同4.10%）程度を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受けて、本株式交換（T A）で交付予定の当社の普通株式数（2,474,703株）が、当社の保有する自己株式数（平成25年5月27日現在の保有株式数2,657,885株）から本株式交換（N 9）で交付予定の当社の普通株式数（1,058,184株）を控除した数を上回っており、平成25年5月28日現在、他に具体的な追加の自己株式の取得方法も有していないこと、当社の株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社の財務状況などを総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについて検討いたしました。その結果、当該株式を自己株式として取得することで本株式交換（T A）に際して交付予定の自己株式を賄うことができ、また、かかる取得を行った場合においても当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えない一方、かかる取得は、当社の1株あたり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、平成25年2月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金及び有価証券）は約183億円であり、本公開買付けの買付資金として約40億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保できるため、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、1,000,000株（発行済株式総数に対する割合4.10%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金につ

いては、その全額を自己資金により充当する予定です。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第459条第1項及び当社定款により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを、平成25年5月28日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、当社の代表取締役会長兼社長である福田三千男は、テツカンパニーの代表取締役社長を兼任しており、また福田三千男とその近親者がテツカンパニーの議決権の100%を保有していることから、当社の立場において当社とテツカンパニーとの事前の協議及び交渉に参加しておらず、本公開買付けの実施に関する取締役会の審議・決議にも参加しておりません。また、当社は、伊藤見富法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けております。

なお、当社はテツカンパニーより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式のうち1,000,000株（発行済株式総数に対する割合4.10%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。なお、テツカンパニーより、テツカンパニーが保有している当社普通株式の残部である644,480株（同2.64%）については、本書提出日現在において、テツカンパニーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

また、当社が取得した自己株式のうち、本株式交換の割当て後の残部につきましては、将来の用途（単元未満株の買増請求、新株予約権の行使に基づく交付、将来的なM & A等の資本戦略への備えを含みますが、これらに限りません。）に応じて充当させていただく予定ですが、その具体的な時期等は未定です。

### 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1)【発行済株式の総数】

24,400,000株（平成25年5月29日現在）

#### (2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	1,000,010	4,000,040,000

（注）取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、4.10%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

#### (4)【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

### 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

#### (1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成25年5月29日（水曜日）から平成25年6月25日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年5月29日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金4,000円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年5月28日の前営業日（同年5月27日）の当社普通株式の終値4,380円、同年5月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,766円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において以下同じ。）、及び同年5月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,410円を参考にいたしました。</p> <p>一方で、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けことが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、テツカンパニーとの協議及び当社の事業や財務状況等を踏まえ、参考にした上記市場価格のいずれも上回らない価格を基準とし、本公開買付価格を4,000円とすることを、平成25年5月28日の取締役会において決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である4,000円は、本公開買付けの実施を決議した平成25年5月28日の取締役会決議の前営業日（同年5月27日）の当社普通株式の終値4,380円から8.68%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年5月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,766円から16.07%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年5月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,410円から9.30%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格である4,000円は、本書提出日の前営業日（平成25年5月28日）の当社普通株式の終値4,440円から9.91%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額になります。</p>
算定の経緯	<p>当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結配当性向30%を基準に配当を実施することを方針とし、また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考え、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切且つ機動的に対応していく方針としております。これまで、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、及び資本効率の向上を目的として、適宜、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。</p> <p>このような状況の下、平成25年4月4日付で公表いたしました本件統合に伴い、平成25年2月28日現在におけるN9社の発行済株式総数（90,000株）について、N9社の株式1株に対して当社の株式13.8株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するN9社株式13,320株については、本株式交換（N9）による株式の割当では行いません。よって、本株式交換（N9）により割当交付する当社の株式数は1,058,184株の予定です。</p> <p>また、当社は、平成25年2月28日現在におけるTA社の発行済株式総数（18,551株）について、TA社の株式1株に対して当社の株式133.4株を割当交付いたします。よって、本株式交換（TA）により割当交付する当社の株式数は2,474,703株の予定ですが、当社の保有する自己株式が不足する場合には、追加の自己株式の取得又は新たな普通株式の発行を実施する予定と公表しております。なお、平成25年5月27日現在における自己株式数（2,657,885株）を前提とすると、本株式交換（TA）に際して、875,002株が不足することが見込まれます。</p> <p>こうした中、平成25年4月頃、当社の筆頭株主であり当社代表取締役会長兼社長である福田三千男及びその近親者が議決権の100%を保有しているテツカンパニーより、保有する1,644,480株（発行済株式総数に対する割合6.74%）の一部となる1,000,000株（同4.10%）程度を売却する意向がある旨の連絡を受けました。</p>

	<p>これを受けて、本株式交換（ＴＡ）で交付予定の当社の普通株式数（2,474,703株）が、当社の保有する自己株式数（平成25年5月27日現在の保有株式数2,657,885株）から本株式交換（Ｎ９）で交付予定の当社の普通株式数（1,058,184株）を控除した数を上回っており、平成25年5月28日現在、他に具体的な追加の自己株式の取得方法も有していないこと、当社の株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社の財務状況などを総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについて検討いたしました。その結果、当該株式を自己株式として取得することで本株式交換（ＴＡ）に際して交付予定の自己株式を賄うことができ、また、かかる取得を行った場合においても当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えない一方、かかる取得は、当社の1株あたり当期純利益（ＥＰＳ）の向上や自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、平成25年2月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金及び有価証券）は約183億円であり、本公開買付けの買付資金として約40億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保できるため、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと考えております。</p> <p>なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、1,000,000株（発行済株式総数に対する割合4.10%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。本公開買付けの算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年5月28日の前営業日（同年5月27日）の当社普通株式の終値4,380円、同年5月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,766円、及び同年5月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,410円を参考にいたしました。</p> <p>一方で、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、テツカンパニーとの協議及び当社の事業や財務状況等を踏まえ、参考にした上記市場価格のいずれも上回らない価格を基準とし、本公開買付け価格を4,000円とすることを、平成25年5月28日の取締役会において決定いたしました。</p> <p>なお、当社はテツカンパニーより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式のうち1,000,000株（発行済株式総数に対する割合4.10%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。なお、テツカンパニーより、テツカンパニーが保有している当社普通株式の残部である644,480株（同2.64%）については、本書提出日現在において、テツカンパニーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（３）【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,000,000（株）	（株）	1,000,000（株）
合計	1,000,000（株）	（株）	1,000,000（株）

（注１） 応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

## 5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 6【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

なお、本公開買付けにおいて野村ネット&コール又は野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。（注2）

#### (イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147%（所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

#### (ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われなかった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの) 在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日  
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号



## 7【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	4,000,000,000
買付手数料(b)	21,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	4,023,000,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,000,000株)に1株当たりの買付価格(4,000円)を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	4,324,544,095円
	計	4,324,544,095円

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### (2)【決済の開始日】

平成25年7月18日(木曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

#### (イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。ただし、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が

源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(口) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年6月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成25年7月17日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（10株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社の筆頭株主であるテツカンパニーは、当社普通株式1,644,480株（本書提出日現在）（発行済株式総数に対する割合6.74%）を保有しておりますが、同社より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（同4.10%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。なお、テツカンパニーより、テツカンパニーが保有している当社普通株式の残部である644,480株（同2.64%）については、平成25年5月29日現在において、テツカンパニーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。当社は、平成25年4月4日開催の取締役会において、T A社及びN 9社と株式交換を行うことにより経営統合し、同時に、当社グループが持株会社体制へ移行するため、当社を分割会社とする会社分割を行うことを決議いたしました。なお、詳細につきましては、平成25年4月4日付で開示しております「当社と株式会社トリニティアーツ及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGSとの株式交換契約の締結、持株会社体制への移行に伴う準備会社の設立及び吸収分割契約の締結並びに当社の定款変更（商号等の変更）に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、平成25年4月4日付の「平成25年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」において、「平成26年2月期の連結業績予想（平成25年3月1日～平成26年2月28日）」を公表しておりますが、当該業績予想においては「本件統合」による影響は含まれておらず、また、「本件統合」の後の連結業績予想については、現段階では合理的な算定が困難であり、今後、各社にて経営統合後の業績予想を検討の上、平成25年9月を目処にお知らせする予定です。な

お、N9社については、当社の第2四半期より当社の連結子会社となり、TA社については、当社の第3四半期より当社の連結子会社となる予定です。

当社は、平成25年4月4日付の「平成25年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」において、「平成26年2月期の個別業績予想（平成25年3月1日～平成26年2月28日）」を公表しておりますが、当該業績予想においては、「本件統合」による影響は含まれておりません。第2四半期累計（平成25年3月1日～平成25年8月31日）の業績予想については変更ございませんが、当社は「本件統合」により平成25年9月1日以降、持株会社となる予定であることから、当社の収入は、商品売上がなくなり、関係会社からの受取配当金、関係会社の経営指導や管理に係る収入等が、費用は持株会社としての機能に係るものがそれぞれ中心となり、当社単体での売上高または営業収益、及び利益は減少することが予想されますが、現段階では合理的な算定が困難であり、今後、各社にて経営統合後の業績予想を検討の上、平成25年9月を目処にお知らせする予定です。

当社は、平成25年5月15日に、東京証券取引所において「ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の取締役7名及び当社執行役員28名の合計35名に対して、株式報酬型ストックオプションを割り当てる予定です。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

### 3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成24年11月	12月	平成25年 1月	2月	3月	4月	5月
最高株価(円)	3,075	3,165	3,190	3,435	4,760	4,895	5,090
最低株価(円)	2,863	2,940	2,930	3,110	3,345	3,925	4,235

(注) 平成25年5月については、5月28日までのものです。

### 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1)【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) 平成24年5月25日関東財務局長に提出  
事業年度 第63期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年5月24日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ポイント

(東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

グラントウキョウ サウスタワー(東京本部))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)